

## 許可蓄養場の記録の創設に関する決議

(2008年10月14-17日 第15回委員会年次会合で採択)  
(2010年10月9-10日 第5回遵守委員会会合で改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び24メートルを超えるみなみまぐろ漁業許可船の記録の設定”に関する決議が2003年第10回年次会合において採択され、2004年会合においてすべての船舶に適用されたことに留意し、

みなみまぐろ(SBT)の相当量が蓄養のために漁獲されていることにさらに留意し、

CCSBT条約第8条3(b)に従い、次のとおり合意する。

1. 拡大委員会は、SBTの蓄養を目的とし蓄養を行う許可を受けた蓄養施設(以下、許可蓄養場という)のCCSBTの記録を、設立、維持しなければならない。本決議の目的のため、記録に記載されないSBT蓄養場は、SBTの蓄養を目的とし蓄養を行う許可を有していないものとみなされる。

2. その管轄の下にSBT蓄養場が所在するメンバー又は協力的非加盟国は、2008年12月31日までに、SBTの蓄養を目的とし蓄養を行う許可を有するSBT蓄養場のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報が含まれる。

- 許可蓄養場の名称及び登録番号
- 以前の名称(該当する場合)
- 所有者及び操業者の氏名及び住所
- 所在地(緯度及び経度を含む)
- 蓄養開始時における蓄養場の活け込み収容力(トン数)
- SBT蓄養の許可を有する期間

3. メンバー又は協力的非加盟国は、許可蓄養場に関するCCSBTの記録の設立の後には、許可蓄養場に関するCCSBTの記録への追加、削除及び/又は修正については、かかる変更が生じた際に、事務局長に通知しなければならない。

4. 事務局長は、許可蓄養場に関するCCSBTの記録を維持し、委員会の機密保護方針に合致したかたちで、CCSBTウェブサイトへの掲載を含め、電子的手段を通じて記録の公開を行うための措置を講じなければならない。

6. その管轄の下に許可蓄養場が所在するメンバー又は協力的非加盟国は、許可蓄養場が関連する CCSBT の措置を遵守することを確保するために必要な措置を講じなければならない。

7. メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されていない蓄養場からの SBT 国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を禁止するための措置を講じなければならない。

8. CCSBT CDS に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。

- i) メンバー及び協力的非加盟国は、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に掲載されている蓄養施設についてのみ、CDS 文書を確認するようにしなければならない。
- ii) SBT を蓄養するメンバー及び協力的非加盟国は、蓄養された SBT が、その管轄内での最初の国内販売地点に販売される際、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に掲載されている蓄養施設としてのみ確認された CDS 文書の添付を求めなければならない。
- iii) メンバー及び協力的非加盟国は、蓄養された SBT が、メンバー又は協力的非加盟国の領土に輸入される際、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に掲載されている蓄養施設として確認された CDS 文書の添付を求めなければならない。